

社会福祉法人平成会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成会(以下「法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の職員としての立場を有する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、非常勤理事及び監事をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会(以下「会議等」という。)への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員の報酬は、定款第9条の規定により、無報酬とする。

- 2 非常勤理事の報酬は、定款第23条第1項の規定により、一人当たりの各年度の総額が5万円を超えない範囲で支給する。
- 3 監事の報酬は、定款第23条第2項の規定により、一人当たりの各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給する。
- 4 役員等の報酬の額は別表第1 に定める通りとする。
- 5 非常勤役員には、別表第2 に定める通り退職慰労金を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬は、原則として職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

3 第4条第5項に定める退職慰労金は、退任又は辞任後1ヵ月以内に本人又は遺族に支給する。

(費用)

第7条 役員等に支払う旅費は、法人役員旅費規程に定めた額とする。

2 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

別表第1 役員等の報酬の額

(1) 非常勤理事

業 務 内 容	日 額
会議等への出席	5,000 円
上記の他、法人業務のための出席等	5,000 円

(2) 監 事

業 務 内 容	日 額
監事監査等の出席	10,000 円
上記の他、法人業務のための出席等	5,000 円

別表第2 非常勤役員の退職慰労金

30,000円 × 在任期間 (1期 2年)

(中途の任期1年未満の場合 15,000円、 1年以上の場合 1期とする。)